

松島町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町は、幼児教育の普及及び充実並びに保護者の負担軽減を図るため、私立幼稚園の設置者（以下「設置者」という。）が入園料及び保育料（以下「保育料等」という。）の減免を行った場合において、設置者に対して松島町私立幼稚園就園奨励費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては松島町補助金等交付規則（平成16年松島町規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 園児 私立幼稚園に在園し、松島町に住民登録をしている者をいう。
- (2) 保護者 園児に対して親権を行う者（親権を行う者がいないときは、後見人）をいう。

(補助対象及び補助額)

第3条 町長は、設置者が当該幼稚園に在園する園児の保護者に対して保育料等を減免する場合は、別表第1又は別表第2に掲げる額を補助するものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 規則第3条の補助金等交付申請書は、様式第1号によるものとし、次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号、様式第2号の2）
- (2) 個人別保育料等減免額一覧表（様式第3号）
- (3) 保育料等減免措置に関する調書（様式第4号）
- (4) 市町村民税の課税状況を明らかにする書類又は生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けていることを証する福祉事務所長の証明書
- (5) 保育料等の額を明らかにする書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 町長は、前項第4号に掲げる書類により証明すべき事実を町の保有する公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

3 第1項の規定による補助金の交付申請後に園児の家庭状況等に変更が生じたときは交付申請年度の11月30日までに、途中入退園した園児又は満3歳に達した園児について補助金の交付を受けようとするときは、交付申請年度の1月15日までに、第1項の規定に準じて補助金の交付申請をしなければならない（1月末日までの見込みを含む）。

(実績報告)

第5条 規則第12条の規定による補助事業の実績報告書は、様式第5号によるものとし、減免措置の実施後速やかに次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（様式第6号、様式第6号の2）
- (2) 減免台帳（様式第7号）

(3) 保護者から提出された保育料等の減免確認書（様式第8号）

(4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（証拠書類）

第6条 補助金の交付を受ける設置者は、保育料等の減免を明らかにする証拠書類を備えておかなければならない。

附 則

この告示は、平成30年6月25日から施行し、改正後の別表の規定は、平成30年4月1日から適用する。